

自殺予防のための組織体制と指導の流れ

1、深刻な自傷行為や自殺をほのめかす行動（遺書や家出など）が見られた場合

- ・学年で情報を共有後に管理職・生活指導主事・生活指導部長に報告。

※担任（担当者）だけが認知している状況にならないように注意する。

※長期休業明けや進級・進学などの環境の変化によって悩みや不安を抱えることが多いため注意が必要。



2、いじめ・不登校対策委員会で指導方針を決定する。

「構成」

校長・教頭・生徒指導主事・生活指導部長・学年主任・学年生指担当・養護教諭
スクールカウンセラー

※事案に応じて、担任・部活動顧問・スクールソーシャルワーカーを加える。



3、全教職員に情報を周知し学校として対応する。

※職員会議や職員朝礼などで指導方針や生徒情報を共有すること

- ・授業や生活面での生徒の変化に注視する。
- ・教職員の「報告・連絡・相談」を徹底し、情報を共有することによって自殺の予防を図る。